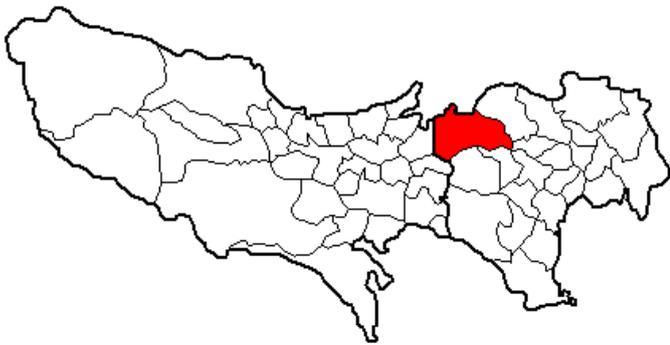


練馬区立こども発達支援センター 安心安全給食特区

都道府県名：	東京都	
申請主体名：	練馬区	
区域の範囲：	東京都練馬区 の全域	

特区の概要： 練馬区で開設する（仮称）こども発達支援センターは、児童発達支援センターとして、障害児の相談・療育を行う予定である。同センターでは一部の児童へ給食を提供するが、必要となる食数は10食前後である。そこで給食の民間事業者からの外部搬入により、コスト面の合理化を図り、もって療育面のサービス向上を図るものとした。

適用される規制の特例措置： 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業



障害児への療育の様子（うた遊び）



健康状態を観察しながらの水分摂取